

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について (延期)

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため当分の間開催を見送ります。請求事務について不明な点がありましたら、本会介護保険課審査支払係までお問い合わせください。

また、研修会資料について希望者へ送付いたしますので、必要な場合はご連絡ください。

開催の目途が立ちましたらこの通知にてお知らせします。本会ホームページに毎月掲載しておりますのでご確認ください。

(掲載場所：長野県国保連合会ホームページ>介護事業所等のみなさまへ>信濃の介護保険)

2 新型コロナウイルス感染症の影響による居宅介護支援費の請求について

令和2年5月25日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」(介護保険最新情報 Vol.836)の問5により、『当初ケアプランで予定されていたサービス利用が、新型コロナウイルス感染症の影響により実際にサービス提供が行われなかった場合であっても、居宅介護支援費の請求は可能である。』とされました。

事務連絡では、居宅介護支援事業所等が作成する給付管理票の提出については触れておりませんが、この件に係る居宅介護支援費を請求する場合は、「給付計画単位数」に「当初ケアプランで予定されていた計画単位数」を入れた形で作成して連合会に提出する旨が、国保中央会にて厚生労働省に確認済みですので請求の際にはご注意ください。

なお、利用実績がなかったことを理由に「計画単位数」を「0単位」とした場合、エラー(ATTL:給付計画単位数・日数ゼロは誤り)で返戻になります。

3 新型コロナウイルス感染症関連の苦情相談について

本会の苦情相談窓口には、以下のようなコロナ関連の問い合わせや相談が寄せられています。

- 入浴介助のヘルパーは、マスク以外の予防対策はどのようなことをしているのか
- 施設入所の夫に面会できず心配で様子が知りたいのに「変わらない」と一辺倒な回答しかもらえない
- 特定警戒区域から県内の親の元へ帰省した場合、親へのサービスが1週間中止になると言われた

等々、事業者の対応に納得できず、本会への苦情相談となっている事案が見受けられています。

事業者は「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底することはもちろんですが、利用者や家族に対応するときは、懇切丁寧に説明を行い、利用者・家族の理解と同意を得ることが必要です。また、県や市町村等からの通知や最新情報等十分確認した上で、適切な対応が求められます。

4 返戻 「査定でエラーのあるもの」について

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費	事由	内 容	備 考
2021** **市	0123456789 カゴ 知	請					0	査定でエラーのあるもの	返戻

返戻で多くの問い合わせをいただく「査定でエラーのあるもの」については、請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、請求明細書と給付管理票の突合審査で査定(減額)の対象であるが、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求があり、システム上査定できない場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ①請求明細書のサービス種類コードが給付管理票に入力(記入)されていない場合
- ②請求明細書を提出したサービス事業所番号と給付管理票に入力(記入)されているサービス事業所番号が異なる場合
- ③請求明細書の給付単位数または限度額管理対象単位数のうち小さい方が、給付管理票の計画単位数を超えている場合・・・《例》

《例》「査定でエラーのあるもの」となるケース(給付管理：5,000単位、請求単位：5,634単位)

＜給付管理票＞

居宅サービス・介護予防サービス										
サービス事業者の 事業所名	事業所番号(県番号-事業所番号)									
	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数						
□□事業所	2 0 7 1 1 0 0 0 0 0	指定/基準該当・ 地域密着・ 総合事業	通所介護	1 5	5	0	0	0	0	0
△△事業所	2 0 7 1 1 0 0 0 1 1	指定/基準該当・ 地域密着・ 総合事業	福祉用具貸与	1 7	1	5	0	0	0	0
合計					6	5	5	0	0	0

＜介護給付費明細書＞ □□事業所

給付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分 回数	公費対象単位数	摘要
	通所介護 I 54	1 5 2 4 4 4	1 0 0 8	5	5 0 4 0			
	通所介護入浴介助加算	1 5 5 3 0 1	5 0	5	2 5 0			
	サービス提供体制加算II	1 5 6 1 0 2	6	5	3 0			
	処遇改善加算I	1 5 6 1 0 8			3 1 4			
請求 額 集 計 欄	①サービス種類コード /②名称	1 5 通所介護						
	③サービス実日数	5 日						
	④計画単位数	5 2 9 0						
	⑤限度額管理対象単位数	5 2 9 0						
	⑥限度額管理対象外単位数	3 4 4						給付率(/100)
	⑦給付単位数(④⑤のうち 少ない数)+⑧	5 6 3 4						保険 9 0
	⑧公費分単位数							公費
	⑨単位数単価	1 0 0 0 円/単位						合計
	⑩保険請求額	5 0 7 0 6						5 0 7 0 6
	⑪利用者負担額	5 6 3 4						5 6 3 4
⑫公費請求額								
⑬公費分本人負担								

サービス事業所は5,634単位(限度額管理対象単位数5,290単位、限度額管理対象外単位数344単位)を請求しており、給付管理票の5,000単位を超えています。本来であれば給付管理票の5,000単位に合わせて査定となりますが、限度額管理対象外単位数にサービス提供体制強化加算、処遇改善加算を算定しているためシステム上査定できず、「査定でエラーのあるもの」として返戻の対象となります。

標記の内容での返戻通知が届きましたら、該当者の請求明細書及び居宅介護支援事業所の給付管理票(サービス利用票ではない)を比較し、単位数等を把握のうえ、再請求を行ってください。(給付管理票の単位数が誤っていた場合は、居宅介護支援事業所に連絡して給付管理票の修正を依頼し、請求明細書は同じものを再請求してください。)

令和2年6月審査分の支払日は7月30日(木)、令和2年7月審査分の締め切りは7月10日(金)です。
6月審査分の返戻通知等の送信日は7月1日(水)夕方、発送日は7月2日(木)を予定しております。